議　　題

環境関係部課長会議

議題１　使用済製品の自社回収、リサイクルについて（豊橋市提出）

【要旨】　使用済製品の自社回収、リサイクルに関しまして、資源循環を推進する上では望ましいことですが、その一方で、全てが再利用できるものではなく、これらを自社回収する行為は、廃棄物処理法の処理業の許可が必要な行為に該当するおそれがあります。

以前、本市に法人ギフトとして贈答された胡蝶蘭について、花が枯れた後は球根・鉢がごみになってしまうが、球根・鉢は再利用できる物もあるため、自社回収してリサイクルをしたい、という旨の相談が胡蝶蘭販売店からありました。

本市としては、買取または再利用可能なものに限り、胡蝶蘭販売店の費用で回収するのであれば問題ない、と判断し回答しています。

胡蝶蘭に限らず、リサイクル全般において自社回収してリサイクルしたいといった相談事例がありましたら、その内容及びどのような対応をしたか、ご教示ください。

（１）使用済製品の自社回収、リサイクルの相談事例の有無

　→相談事例ありの場合は、相談事例の内容と対応

議題２　可燃ごみステーションにおけるケージ設置について（蒲郡市提出）

【要旨】　当市では、可燃ごみステーションにカラス避け対策として、カラス避けネットを各ステーション管理者へ支給し、地元での設置・維持管理をお願いしている。しかしながら、そのネットだけでは対策が十分であるとはいえず、昨今では可燃ステーションへカラス避けごみボックスを設置したいという要望が増加している。

そこで、各市の可燃ごみステーションにおける現状についてご教示ください。

（１）可燃ごみステーションのカラス避け対策をどのように行っているか。

→①ボックスを設置している場合は、以下（２）～（４）も回答してください。

（２）ボックス設置場所等の基準の有無

→基準ありの場合は、基準の内容

（３）購入や設置等における補助金制度の有無

→補助金制度ありの場合は、制度の内容

（４）無許可で設置している事例はあるか

→事例ありの場合、何か対応しているか

（５）可燃ごみステーションにおける地元からの苦情はどのようなものがあるか

議題３　市営墓地の空き状況について（西尾市提出）

【要旨】　当市では市営墓地はありませんが、やむを得ず市で保全管理している墓地があります。最近では墓じまいや改葬届が増えてきており、無縁墓の増加も問題となっております。

市営墓地を管理している市で、令和元年度末と令和５年度末の墓地の空き区画数、無縁化した墓碑数の状況をご教示ください。

（１）市営墓地の有無

→市営墓地ありの場合は、（２）と（３）も回答

（２）無縁墓の把握有無

→把握ありの場合は、無縁墓の定義や把握方法

例・管理料の通知返戻分について、使用者及びその相続人を調査したが不明となっているもの

例・定期的に墓参りの形跡がないものについて、使用者に連絡。連絡がとれないものを無縁墓として把握している。

（３）市営墓地の区画数、空き区画数、無縁墓碑数

・令和元年度末と令和５年度末の数

※把握されていない場合は、それぞれの欄に不明と記入してください

参考　西尾市の状況

※西尾市は保全管理のみ行っており、新規の受け入れは行っておらず、全体の区画数は把握しておりません。そのため無縁墓碑数のみ記載しております。無縁墓については、管理料の徴収がないため、定期的に墓の管理状況を確認し、管理されていないもので台帳の使用者に連絡しても連絡がつかないものや、台帳上で使用者が元々不明となっているものを無縁墓として把握しています。

	全体の区画数	空き区画数	無縁墓碑数
令和元年度末	不明	不明	１３
令和５年度末	不明	不明	１６

議題４　火葬後の焼骨持ち帰りについて（知多市提出）

【要旨】　東海地区では火葬後の焼骨について、喉仏など主要な焼骨だけを骨壺に収め持ち帰り、残った焼骨は火葬場で引き取り処分する「部分収骨」が主流となっています。

しかし、親子関係・親族関係の変化や考え方の変化により、火葬後の焼骨を全く持ち帰らないで、全て火葬場で処分して欲しいとの依頼を受けることがあります。

昨年度、この会議にて「引取手のない遺骨の取扱いについて」の議題の中で各市の状況をあげていただいたところですが、今回は、身元不明者以外で、親族が焼骨を全く持ち帰らない場合の取り扱いについて、条例・規則での定めや、運用について、各市の状況をご教示ください。

なお、市（広域を含む）で火葬場を運営されていない場合でも、市に相談等があった場合にどのように対応しているか、事例がありましたらご教示ください。

（１）焼骨を全く持ち帰らない場合の取り扱いについて、条例・規則制定の有無

→制定ありの場合は、資料がありましたらご提供ください。

（２）運用や相談対応事例の有無

→運用・相談対応事例ありの場合は、その内容を回答してください。

また、資料がありましたらご提供ください。

議題５　改正気候変動適応法にかかる各市の対応について（知多市提出）

【要旨】　改正気候変動適応法への対応について、当市においては、健康推進課が熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報、環境政策課が指定暑熱避難施設と熱中症対策普及団体を担当することとなり、取組を進めているところです。

そこで、今後の取組の参考とするため、各市の改正気候変動適応法にかかる対応についてご教示ください。

（１）熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報発令時の広報体制について、どのような媒体で周知するか

（２）指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

① 指定状況（公共施設・民間）

② 募集等の実施状況

③ 協定書の内容（環境省の公表している例のほかにあれば）

（３）熱中症対策普及団体の指定の有無

→指定ありの場合、申請手続きと実際の団体とのやり取りにおいての留意事項